平成２４年（フ）第７７号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団142―1202号
債務者　カタオカ　パウロ　シゲオ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
愛知県豊田市若林東町石根68番地12
債務者　山下　真紀
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９号
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井1157番地の４追ヶ芝団地２号棟３号室
債務者　前田　四郎
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１０号
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井1157番地の４追ヶ芝団地２号棟３号室
債務者　前田　　昇
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３５９号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1973番地８
債務者　小野　淳平
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
岡山県倉敷市中庄団地５番１―34号　県営住宅
債務者　阿比留光惠
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
高知市長浜5254番地３　武田コーポ102
債務者　森田　　稔
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０号
高知市北竹島町312番地９
債務者　今城　亮一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３号
高知県土佐市高岡町乙790番地206
債務者　田鍋百合香
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５５号
高知市一宮中町３丁目６番２号　コーポ公文102
債務者　野澤　實惠
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５８号
高知市薊野650番地
債務者　近森　謙介
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６１号
高知県香美市土佐山田町宝町１丁目12番１号
債務者　岡崎　昭一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７３号
高知市井口町88番地　光コーポ21号
債務者　清遠　智恵
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８１号
高知県南国市元町２丁目９番13号
債務者　藤川　町子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４号
北海道名寄市西９条南６丁目５番地　Ｒｉｖｅｒ　Ｃｉｔｙ　ＭＳ303
債務者　酒井　和也
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１６号
茨城県石岡市旭台２丁目８番９号　ピーチハウス202
債務者　髙橋　陽子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４３号
茨城県小美玉市田木谷131番地
債務者　山本　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係